

## 大分県次世代育成支援対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 少子化の急速な進行に対応して、県が取り組むべき次世代育成支援対策について、総合的かつ効果的に施策を実施するため、大分県次世代育成支援対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 次世代育成支援対策に関する施策の企画・調整に関すること。
- 二 次世代育成支援対策に関する施策の効果的推進に関すること。
- 三 次世代育成支援対策に関する調査・研究に関すること。
- 四 その他次世代育成支援対策に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員で構成する。

2 会長は、副知事をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(職務等)

第4条 会長は、推進会議を統括し、必要に応じ推進会議を招集し、その議長となる。

(連絡会議)

第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、必要に応じ連絡会議を開催する。

2 連絡会議は、協議しようとする内容に係る福祉保健部少子化対策課少子化対策班兼務・併任主幹及び関係課室の職員等をもって構成する。

3 連絡会議は、福祉保健部少子化対策課長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、福祉保健部少子化対策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成12年7月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年5月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部長、企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部長、商工労働部長、農林水産部長、土木建築部長、病院局長、教育長、警察本部長

## 大分県次世代育成支援対策推進会議

## 委員名簿

## 大分県次世代育成支援対策推進会議連絡会議

## 構成員名簿

大分県次世代育成支援対策推進会議		大分県次世代育成支援対策推進会議連絡会議	
会 長	副知事	議 長	少子化対策課長
委 員	総務部長		行政企画課総務企画監
〃	企画振興部長		政策企画課総務企画監
〃	福祉保健部長		福祉保健企画課総務企画監
〃	生活環境部長		生活環境企画課総務企画監
〃	商工労働部長		商工労働企画課総務企画監
〃	農林水産部長		農林水産企画課総務調整監
〃	土木建築部長		土木建築企画課総務調整監
〃	病院局長		病院局総務経営課総務企画監
〃	教育長		教育庁教育改革・企画室企画調整監
〃	警察本部長		警察本部警務課組織管理監

(平成 21 年 4 月 1 日現在)